

本日令和4年6月1日から、動物愛護管理法の改正により、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されました。

現在飼育・譲渡される・購入する飼い主へは努力義務です。

法の改正に伴い、今後マイクロチップ情報登録は環境省にも登録サイトが開設されます。

現在、既にマイクロチップを装着し、公益社団法人日本獣医師会に登録されている方で、環境省のデータベースへの登録を希望される方は、下記サイトから登録の受付ができます。(必須ではありません。希望者のみ) ※費用が発生します。

詳しくは下記サイト又は公益社団法人日本獣医師会へお問い合わせください。

犬と猫のマイクロチップ情報登録

環境省データベースへの移行登録受付サイト

<https://www.aipo.jp/transfer>

犬と猫のマイクロチップ情報登録

環境大臣指定登録機関

公益社団法人日本獣医師会 〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

03-6384-5320